

# 高校留学 プログラム定型約款

記載金額は、全て税込価格です。ただし、各条項に記載されている金額に対する消費税率は、消費税法の改正があった場合、改定後の消費税率に基づく消費税額相当分が変更になります。

## 第1条 (定型約款)

申し込み希望者は、高校留学プログラム定型約款(以下「本約款」といいます。)を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下「当社」といいます。)に対し、高校留学プログラム(以下「留学プログラム」といいます。)に含まれる各種サービスを申し込みます。なお、本約款は留学プログラムの申し込み契約の内容とします。

## 第2条 (契約の申込みと成立)

(1) 本約款における申し込み希望者による留学プログラム契約の申込みと成立は、申し込み希望者が、当社に対して本約款に基づき、所定の「高校留学プログラム申し込み書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、第6条(諸費用)第(1)項に定めるプログラム費を受領確認したときをいいます(当社が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下「申し込み者」といいます。)  
(2) 留学先学校または研修先機関(以下「留学先」といいます。)が決定し、留学手続きを開始するとき、当社はその確認として申し込み者に対し出願申し込みを承諾する旨の書面(留学手続き引受確認書)を発送します。または、当該確認書を電子通知によりご連絡があります。  
(3) 申し込みの段階で、留学先が定員に達している可能性がある場合、または潜在先の入金が混み合っている等の事由で申し込み者の希望する手ができない可能性がある場合、当社は申し込み者の承諾を得て、可能な代替案を提示の上、手配努力をします。結果として申し込みができなかった場合でも、第13条(免責事項)によりお預かりするプログラム費は返金しません。

## 第3条 (拒否事由)

当社は、申し込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるは複数があるときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることができます。  
(1) 申し込み者の日本のでの学業成績が留学先の定める評定値に達していないときや申し込み者に留学に適した条件が備わっていないと当社が認めたとき。  
(2) 申し込みについて保護者(親権者または後見人等)の同意がないとき。  
(3) 申し込み者が希望する留学先の定員に受入可能な余裕がない場合等、客観的に手配できる可能性がないことが明らかとなるとき。  
(4) 申し込み者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期限までに、申し込み手続きが完了できない見通しがないとき。  
(5) 申し込み者の過去の既往症または現在の自身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。  
(6) 当社での個別面談及び書類審査を拒絶したとき。  
(7) 留学開始時に中学校の課程を修了できないまたは修了見込がないとき。  
(8) 在学校からの推薦状が得られないとき。  
(9) 参加同意事項を遵守できないとき(その一部を例示します。)  
・ 現地の法令を守ること。  
・ 教育機関や宿泊機関の規則・指示に従うこと。  
・ 無断外泊、喫煙、飲酒、禁止薬物の使用はしないことなど。  
(10) その他、当社が不適当と認めたとき。

## 第4条 (プログラムの範囲)

留学プログラムは、申し込み者の学術的関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や英語力、留学期間及び予算等の諸条件を基に、当社の留学カウンセラーが個別にカウンセリングを行い、以下に明記された申し込み者の希望する留学先に対する留学申し込み手続き等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申し込み者の希望する留学先への合格や留学先での課程修了等を請け負ったり、その他留学中あるいは留学終了後の申し込み者に対して何らの保証をするものではありません。従って、カウンセリング開始後は、本約款に定める場合を除き、プログラム費は返金しません。この留学プログラムに含まれるサービスは、次の通りです。  
(1) 学校選択

申し込み者は、申し込み者の希望留学先を担当留学カウンセラーと相談し、申し込み者の意思により1校選択します。ただし、希望留学先が公立高校の場合、国によっては留学生の受入定員に制限を設けているところもあるため、留学生の定員を学校独自が決定する以外に、所轄教育省等が指定する学校の中から希望留学先を選択しなければならぬ場合もあります。また、私立高校の場合は、入学試験等別途要求される出願要件を満たし、それに合格しなければなりません。  
(2) 各種手続きの代行  
① 留学手続き及び入学手続き  
当社は、申し込み者が前項に従って選択した希望留学先1校に対し、入学願書必要書類を送り(以下「留学手続き」といいます。)、入学許可が得られた場合に入学許可証を取り寄せるとともに、申し込み者が希望する留学先への留学手続きを代行します。なお、申し込み者の希望により、留学中の転校を含めた2校以上の留学手続きを行う場合は、第6条(諸費用)第(6)項⑤号のとおり別途料金がかかります。  
② 滞在先手続き  
当社は、申し込み者が留学する際の寮・ホームステイ滞在先等の申し込み手続きを代行します。学校の手配ができない限り、寮・ホームステイ以外の申し込み手続きの代行は行いません。なお、当社が手続きを代行する寮・ホームステイ及び当社指定の提携先機関が手配を代行する滞在先以外の変更・転居等は認められません。  
希望留学先によっては、申し込み者の出発日以前にホームステイ先の滞在先住所がわからない場合があります。ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合があります。当社の責によらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない場合、または申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。ただし、当社の故意または重大過失等による場合は、第14条(損害の負担)の定めによるものとします。  
③ 渡航手配手続き

希望者には、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配します。航空券の申し込み・取消等は、別に定める標準旅行予約の「手配旅行予約の部」/「渡航手配代行契約の部」ならびに当社の「旅行・航空券取扱い条件書」等に準じます(旅行取扱い・株式会社留学ジャーナル/観光庁長官登録旅行業第1695号)。なお、航空券代は別途料金となります。  
④ 留学費用の支払い

当社は、第6条(諸費用)第(2)項に定める希望留学先への留学費用の支払い手続きを送金あるいは銀行小切手の送付により代行します。申し込み者は、当社が指定する納付期日までに、所定の金額を当社指定の口座に振り込まなければなりません。希望留学先によっては、留学費用を(1)送金または銀行小切手によって支払う場合、(2)現地で現金によって支払う場合があります。この場合当社は、原則として、(1)の方法によってのみ代行します(第8条(為替変動)も参照ください。)。現金で支払う必要がある場合、申し込み者は事前に現金を yourself で用意の上、現地に希望留学先に直接お支払いください。  
留学費用は、希望留学先もしくは航空会社、その他留学費用の支払い先の事情により予告なしに変更されることがあります。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。  
⑤ 海外留学保険加入手続き  
当社は、海外留学保険の加入手続きを代行します。通常、海外の留学生を受け入れる学校では、独自に留学生に保険の加入を義務付けているところもありますが、補償内容が異なるため海外留学保険にはぜひ加入されるようおすすめします。なお、海外留学保険は別途料金となります。  
⑥ ビザ取得手続き(ビザ申請書類作成)

留学先でビザが必要となる場合、希望者は当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定める「査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書」に準じ、別途料金にて行います。この場合、大使館または領事館が実費として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくこととなります。留学先国や申し込み者の居住地地域によって、または渡航予定日までに十分な時間がない場合は、ビザの代理申請ができない場合もあります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。  
⑦ 必要書類の翻訳  
第5条(必要書類)に定める留学手続きに必要な書類の作成にあたって、指定された言語での書類が申し込み者において用意できない場合、当社は英語に限り、預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書及び戸籍謄本(抄本)を以下の料金にて翻訳します。  
翻訳料(1通あたり)  
・ 預金残高証明書 7,700円  
・ 卒業証明書 7,700円  
・ 成績証明書(高校のもの) 13,200円  
・ 戸籍謄本(抄本)1枚につき 16,500円～22,000円  
(3) オリエンテーション  
当社は、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電車の利用の仕方等を紹介した小冊子を配布します。また、担当留学カウンセラーが随時行う留学に関するアドバイス、「生活準備講座」、「高校留学オリエンテーション」、「出発前の最終ガイダンス」等のオリエンテーションを行います。なお、留学ジャーナルカウンセラーセンター等、オリエンテーションが実施される会場までの交通費は、申し込み者の負担となります。  
(4) 留学中のサポートサービス  
当社及び現地サポートオフィスによるサポートサービスは、出発日から帰国日までの留学期間が対象となり、以下の通りです。ただし、現地サポートオフィスによるサポートサービスは、留学先国及び留学期間により異なり、別途費用がかかります。また、現地サポートサービス費用のお支払いについては、現地サポートオフィスからの請求に基づき、その時の為替レートにて換算の上、授業料等の請求と同時に支払っていただきます。送金あるいは銀行小切手の送付により支払いを代行します。

① 当社のサポートサービス  
・ 留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイスする24時間電話サービス(留学ジャーナルステューデントプロジェクト)電話によるアドバイスは、AIGTラベルアシスタンスが行います。実施します。  
・ 各学期の成績表翻訳及びご家族への送付  
・ 現地サポーター(現地サポートオフィスのサポートスタッフ)からの定期連絡と報告  
・ 担当留学カウンセラーによる、電話または電子メールによる、留学生生活全般についての相談や進路についての相談  
② 現地サポートオフィスによるサポートサービス  
銀行口座の開設、制服の購入サポート、緊急対応、高校のオリエンテーションの同行やホームステイ先とのコンタクト等、詳細につきましては高校留学パンフレットにてご確認ください。なお、現地サポートオフィスによるサポートサービスの申し込み及び取消しにつきましては、申し込み時にお渡しいし各現地サポートオフィスが定める規約、約款または取消規定に準じます。なお、上記の諸サービスの実施にあたり通費、交通費、宿泊費、食費、手数料その他の経費が発生した場合は、その実費を現地サポートオフィスの請求に基づき、申し受けることがあります。  
③ サポートサービスの更新(留学期間が1年を超える場合)  
当社のサポートサービスの更新は、以下の更新料をお支払いいただき、サポート期間を更新していただきます(一部のサポートのみを申し込むことはできません。)。この場合、更新は帰国日までの期間を原則とし、1ヵ月単位の最終年度のみにおいて1年を過ぎない場合に限り、1ヵ月単位の更新とすることも可能です。詳細につきましては、担当留学カウンセラーにお問い合わせください。  
・ 12ヵ月 … 220,000円  
・ 1ヵ月 … 22,000円 ※日本帰国まで12ヵ月未満の場合のみ  
現地サポートオフィスによるサポートサービスの更新は、現地サポートオフィスが定める費用を現地サポートオフィスからの請求に基づき、お支払いいただき、送金あるいは銀行小切手の送付により支払いを代行します。

ウ、サポートサービスの更新にあたって、当社または現地サポートオフィスによるサポートサービスのいずれかを選択することはできません。更新後は、途中降固等いかなる理由があっても既に更新手続きが開始されているため返金しません。留学期間が1年未満の場合は、留学期間の満了をもって終了となりますので、更新はありません。当社及び現地サポートオフィスによるサポートサービスの更新料に関する請求は、一緒に請求させていただきます。当社が指定する金融機関口座への振り込みによって支払うものとします。  
(5) 当社の留学ローンの紹介・申し込み代行  
当社は、提携金融機関により留学費用等の貸付を行う留学ローンの紹介・申し込みを代行します。詳細は、希望者へ後日案内する同ローンの約款をご覧ください。なお、出発日までに十分な時間がない場合、留学口

ーをご利用できないことがあります。

## 第5条 (必要書類)

申し込み者が留学プログラムに基づきサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡をお願いします。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続き担当カウンセラーまでお送りください。

## 第6条 (諸費用)

### (1) プログラム費

申し込み者は、本約款に定めるプログラム費を申し込み時に当社に対してお支払いいただきます。なお、各プログラム費には、本条第(2)項及び第(3)項で定める留学費用及びその他の諸費用は含まれません。  
① 留学ジャーナル高校留学プログラム費 1年間: 495,000円  
② 同上3ヵ月間: 220,000円  
③ 同上6ヵ月間: 330,000円  
(2) 留学費用

当社では、希望留学先への入学手続きに必要な費用としての出願料や滞在申込金、授業料及び入学登録料、寮・ホームステイに関連する費用、食費、航空料金、空港出入料、その他申し込み者の留学期間中に必要となる費用(本約款において、これらを総称して「留学費用」といいます。)を希望留学先等から当社に寄せられた最新の資料に基づいて算出し、申し込み者に請求します。申し込み者は、当社が指定する期日までに留学費用を当社に対して支払うものとします。当社は、申し込み者の希望留学先での授業料及び入学登録料、寮・ホームステイに関連する費用を第1回目のお支払いについてのみ支払い手続きを代行します。その後のお支払いについては、本項の第4条(プログラムの範囲)第(2)項④号も適用されるものとします。なお、留学費用は学校、その他支払い先の事情により、予告なしに変更されることがあります。  
(3) 宿泊費  
申し込み者のスケジュールの関係上、申し込み者は、出発地、途中経由地ならびに現地に滞在する際の宿泊施設に宿泊する必要がある場合があります。その場合の宿泊予約は、原則として当社が行いますが、その宿泊にかかる費用は申し込み者の負担となります。宿泊費用は、特に指定のない限り申し込み者が直接宿泊先にお支払いください。  
(4) 緊急連絡費

申し込み者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当社は希望留学先あるいは滞在先等の関係先への緊急連絡をお引き受けます。その際にかかる費用は、相手国を問わず1回あたり5,500円にて申し受けます。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。  
(5) 渡航手続きの代行  
前各項で定める費用の他、当社は、申し込み者の利用希望や必要性に応じて、標準旅行予約の「手配旅行予約の部」ならびに「渡航手配代行契約の部」に準じ、別途渡航手配代行料金を収受することによりかかる業務を行うことを引き受けます。なお、渡航手配代行に関する業務及びそれらにかかる料金は、別途ご案内する各種条件書(旅行・航空券取扱い条件書、査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書等)に準じます。  
① 査証、再入国許可等に関する手続き  
② 出入国手続き書類の作成  
③ 航空券手配に付随する手続き  
④ 海外留学保険の手配  
(6) その他の諸費用

前各項で定める費用の他、当社は、申し込み者の利用希望や必要性に応じて、以下の費用を申し込み者に対して、別途請求します。申し込み者は、当社から上記諸費用のお支払い請求があった場合は、直ちにかかる諸費用を当社に対して支払うものとします。  
① ご家族の現地訪問手配及びビスタップ同行通訳サポート費用(オプション)  
② 留学プログラムに記載する内容以外で、受入機関及び現地サポーターが提供するサービスにかかる料金と諸費用(オプション)  
③ 海外送金用小切手作成時または海外送金時に必要となる銀行手数料  
④ その他、当社が申し込み者に対して、本条に規定する以外で留学プログラムを提供するにあたり合理的と認める諸費用  
⑤ 留学中の転校を含めた2校以上の留学手続きを行う場合の費用  
2枚目の手配費用165,000円

## 第7条 (プログラム契約内容の変更と変更手数料)

(1) 申し込み者の都合による留学先・留学条件の変更は、その理由の如何に関わらず原則として変更できませんが、出発前に出発の時期を変更することが可能な場合は、変更手数料55,000円にて申し受けます。なお、申し込み日から起算して8日以内であれば変更料はかかりません。  
(2) 万が一留学先の変更ができた場合であっても、受入機関の規定に定められるキャンセル料や変更料等、変更により発生する費用や損失については申し込み者の負担とし、当社がこれを立て替え払いした時は、申し込み者は当該する立て替え費用を当社に支払うものとします。  
(3) 当留学プログラムから他の留学プログラムに変更する場合は、別途定める留学プログラム定型約款に基づき、該当するプログラムのプログラム費の支払いが必要で  
(4) 空港出入りの手配のため到着手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申し込み者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,300円を別途申し受けます。  
(5) その他、当社が承諾し、当社が指定する変更手数料を支払った場合

## 第8条 (為替変動)

当社が本約款に基づき、申し込み者に代行して希望留学先に送金または銀行小切手の送付によって留学費用その他の費用を支払う場合、当社所定の為替レートにて100円単位(100円未満切り上げ)で決済を行います。この場合、為替変動による差額の精算はしません。ただし、当該留学先の指定により、到着後に留学費用、またはその一部を直接支払う場合は、申し込み者自身による支払いとなります。また、申し込み者が、留学プログラム契約を解約、または希望留学先への入学を取りやめたときに希望留学先から申し込み者に対して返金される費用がある場合、当社は、かかる費用を申し込み者に代わって代理受領し、かかる費用を当社が選択する日のTTBLにて(電信為替相場:Telegraphic Transfer Buying)にて換算した上で、申し込み者に返金するものとします。

## 第9条 (支払い)

申し込み者は、本約款の各条項に定められた、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料を支払います。詳細は、当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとしま

す。この場合、留学費用等の残金は、受け入れ先が期日を定めている場合や制度上必要な場合を除き、90日以上前にお支払いいただくことありません。本約款に別途定めがある場合も、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払ったプログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して返金しません。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申し込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後にお支払い金額が明らかになり次第、当社の指示に従い、当社または支払い先との間で過不足金の精算を行っていただきます。

また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料(以下「振り込み手数料」といいます。)並びに当社から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、全て申し込み者の負担となります。

## 第10条(申し込み後の取消と返金)

申し込み者が、申し込み後に留学プログラム契約を解約する場合、本約款の定めに基づき、申し込み者に対する取消ならびに返金等の手続を行います。申し込み内容の取消は、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消として取り扱います。希望留学先、現地サポートオフィスに対するキャンセル料ならびに渡航手続手続きにかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申し込み者の負担とします。また、当社がこれを立て替えているときは、申し込み者はかかる立て替え費用を当社に支払うものとします。

### (1) 留学プログラムに対する取消料

申し込み者はいつでも契約を解除することができますが、その場合その準備過程及び申し込み留学期間に応じて、第6条(諸費用)の第(1)項で定める各プログラム費に対し、以下の取消率に準じた取消料をお支払いいただきます。差額がある場合は返金します。

①申し込み日から起算して8日目まで	取消料なし
②申し込み日から起算して9日目以降で出発日の前日から起算して91日前まで	30%
③出発日の前日から起算して90日目にあたる日から46日前まで	40%
④出発日の前日から起算して45日目にあたる日から出発日前日まで	50%
⑤出発日当日を含め、出発日以降の取消	100%

申し込み者先、現地サポートオフィス、航空会社、ビザ等に対する取消料

申し込み者による留学プログラムの解約に伴い発生する、希望留学先、現地サポートオフィス、航空会社、ビザ等、その他関係機関に対する取消料は、別途当該関係機関が定める規定に準じた取消料ならびに当社が定める旅行・航空券取扱条件書及び渡航手続条件書等に規定する取消料を前号とは別にお支払いいただきます。

## 第11条(各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申し込み者により送付・入金されず、当社より合理的な事由により当社が各種手続きの代行ができなくなった場合、当社は申し込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金しません。また、その期日において発生した、希望留学先に対するキャンセル料や渡航手続手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとなります。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとなります。

## 第12条(当社からの解約)

(1) 申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づきプログラム契約を解約することができるものとします。

- ①申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条(必要書類)に定める必要な書類を送付しないとき。
- ②申し込み者が、当社指定の期日までに、第4条(プログラムの範囲)、第6条(諸費用)及び第7条(プログラム契約内容の変更と変更手数料)及び第10条(申し込み後の取消と返金)に定める費用の支払いを行わないとき。
- ③申し込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上わたり連絡不能となつたとき。
- ④申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
- ⑤申し込み者が、本約款に違反したとき。
- ⑥申し込み者が、受入機関より退学処分や重大な警告処分を受けたとき。
- ⑦申し込み者の心身の健康状態が著しく悪化し、留学の継続が不可能と受入機関より判断されたとき。
- ⑧申し込み者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であることが認められたとき。
- ⑨申し込み者が、当社が他の法的に要求する、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑩申し込み者が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑪その他当社の業務上の都合があるとき。
- ⑫前項に基づき、当社が本約款に基づき留学プログラム契約を解約したときは、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金しません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手続手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づき解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとなります。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとなります。

## 第13条(免責事項)

(1) 当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学できなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失による場合は、第14条(損害の賠償)の定めによるものとします。

- ①申し込み者の希望留学先や学籍が定員に達して入学できない場合、または定員に達せず授業が開講されない場合
- ②申し込み者の希望する滞在施設が定員に達して滞在中に滞在できない場合、または当社の責によらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない

場合、あるいは申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できない場合

- ③通信事情または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、申し込み者が出発できなかった場合
- ④申し込み者の成績が希望留学先の入学許可基準に達していないために入学の許可が得られなかった場合
- ⑤申し込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合
- ⑥大使館、留学先または申し込み者の事情によりビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合
- ⑦天然災害、戦乱、暴動、内乱、同盟罷業、テロ行為、感染症(世界的なパンデミックまたはエビデミック、日本または渡航先の緊急事態宣言期間を含む)、状況によっては、アウトブレイクを含む場合がある。)日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当社の運行計画によらない運送サービスの提供、申し込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合
- ⑧申し込み者の事情により、留学ローンが実行されず、手続きの継続が不可能と判断される場合
- ⑨申し込み者が、本約款に違反した場合
- ⑫前項各号に基づき当社の責によることなく留学することができず、かつ当社を介さず申し込み者自身で手配された航空券やホテル等の費用ならびにその取消や変更に伴う手数料等は申し込み者の負担となります。
- (3) 「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」の業務は、AIGトラベルアシスタンスが行います。なお、緊急時に24時間体制で電話により適切なアドバイスを行います。当社は、その内容に何らの保証をするものではありません。現地サポートセンターによるサポート業務は、当社及び現地手配会社等の業務委託先がこれを行います。
- (4) 第4条(プログラムの範囲)第(5)項に基づき当社による留学ローンの紹介、申し込み手続き代行において、当社は、申し込み者の資格審査の結果による留学ローンの可否や債務保証等、その他一切の事項につき一切責任を負いません。
- (5) 申し込み者は渡航後、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは希望先等の規則に違反した場合の責任、損害等は申し込み者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は、申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特约が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上、の免責事項に該当する場合、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。
- (6) 当社は、希望留学先から当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責によらず、希望留学先の事情により、受入条件・授業内容・滞在先・費用・その他留学プログラムに関して、予告なしに変更される場合や定員に満たない等の理由、その他の事情から実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手次第、申し込み者にご連絡しますが、ご出発後の留学プログラムに関する変更や中止または自己都合による解約は、希望留学先と申し込み者との間で直接的契約となるため一切その責任を負いません。

## 第14条(損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合は、その責任を負いませんが、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではなく、その損害を賠償します。ただし、軽過失の場合の損害賠償は、申し込み者から受領した第6条(諸費用)第(1)項で定めるプログラム費を上限とします。

## 第15条(弁済業務保証金分担金)

当社は、旅行業法にて対象となる航空券代やホテル代等の渡航に係る費用につきましては、観光庁長官登録旅行業第1種を取得していることにより、一般社団法人日本旅行業協会に対して弁済業務保証金分担金を供託しています。これにより、同協会または管財人の判断により、当社が万一事業を停止せざるを得ないような状況に陥った場合、授業料等は除き、対象となる旅行費用の保全額相当分が返還保証されます。

## 第16条(守秘義務について)

当社では、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当留学手続の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにも、申し込み者記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

## 第17条(個人情報の取扱いについて)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。また、EU及びイギリス域内への留学希望者は以下ホームページに掲載する「Privacy Policy(GDPR)」及び「EU/UK域内留学希望者対象プライバシーポリシー」を必ず一読ください。

### (1) 個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務遂行上必要な限りにおいて利用します。当社は、個人情報保護第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

### (2) 個人情報の利用目的について

①申し込み者が留学や旅行に関する相談、申し込み、留学及び旅行商品ならびにサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先、在籍学校名または身分証明書等の個人情報の提供をお願いします。当社は、申し込みが完了した後は、希望される留学・旅行商品やサービスを当社が提供する際、ならびに申し込み者との間の連絡のために利用させていただきますが、申し込み者がお申し込みいただいた留学・旅行商品において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、または当社の留学及び旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、運送・宿泊機関や保険会社等に対し申し込み者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。その他、申し込みをする際には、旅行先や留学先となる学校・研修機関等への入学手続き上必要となる、日本での申し込み者の最終授業成績、健康診断書(要配慮個人情報含む。)、財政証明書、戸籍簿本(抄本)等のご提供をお願いします。これらの個人データの提供について、申し込み者に同意いただくものとします。

②当社は、留学・旅行中に傷害があった場合に備え、申し込み者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報

報は、申し込み者に傷害があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。申し込み者は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとす。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報を当社へご提出いただくか否かについては、申し込み者自身が選択できるものであり、申し込み者に判断を委ねます。その他、当社では、より良い留学・旅行商品の開発のためのマーケット分析、統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ会社の資料提供、説明会、イベント・セミナーならびにキャンペーン情報等のご案内に申し込み者にもお届けするため、あるいは、旅行終了後や留学帰国後のご意見やご感想・体験談のご提供をお願いする等、申し込み者の個人情報をご活用させていただく場合があります。なお、申し込み者からご提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

### (3) 個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者に(外国にある第三者含む)提供しません。当社は、申し込み者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先、在籍学校名または身分証明書や戸籍簿本(抄本)等の個人情報を、あらかじめ当社と間で秘密保持契約を結んでいる企業等(ホールセラー、ビザ代理申請会社、現地手配会社、保険会社、翻訳先等の業務委託先)に開示します。留学先国によっては、ビザ申請の際、申し込み者の戸籍簿本または抄本の英訳されたものを求める場合があります。その際、当社は専門の翻訳家あるいは翻訳会社に対して当該書類の翻訳を委託する場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報保護第三者には開示することはありません。次の②号と③号のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

- ①申し込み者本人が個人情報の開示に同意している場合
- ②法令により開示が求められた場合
- ③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合
- ④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

### (4) 個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止し、申し込み者が提供した個人情報の内容を申し込み者の同意を得ずして変更することはありません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。前項④号及②号の解析や分析において、他の情報と照合することにより個人の特定が可能となる「クッキー情報」を得る必要がある場合も申し込み者本人の同意を得た上で使用するものとなります。

### (5) 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について

当社は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

### (6) 個人情報保護に関する相談窓口

個人情報保護に関するお問い合わせ・ご要望は、次の「お問い合わせ窓口」へご連絡ください。

お客様相談室  
連絡先: 03-5312-4421(代) (平日のみ 10:00~18:00)

## 第18条(管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的紛糾(裁判所の調停手続きを含む。)については、訴額により東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第19条(変更契約の変更)

本約款(定章)は契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは変更することがあります。変更にあたっては、その効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページにて効力発生日以前に一定期間をもちまして告知します。当該告知後、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生ずるものとし、申し込み者は本約款の変更にご同意したものとします。

## 第20条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

## 第21条(発効期日)

本約款の内容は、2023年6月1日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、第19条に従って告知し、効力発生日以降は留学ジャーナルオンライン(www.ryugaku.co.jp)に掲載の最新定型約款を適用します。

## 第22条(特約)

この留学プログラムに申し込みの際、以下の諸条件のいずれかに当てはまる場合は、本約款第7条(プログラムの契約内容の変更と変更手数料)第(1)項及び第10条(申し込み後の取消と返金)第(1)項にて適用される8日以内の無料変更並びに8日以内の取消に際しての全額返金の制度を適用除外いたします。その際、希望留学先や現地サポートオフィスへの各種変更または取消が発生した場合は、本約款の定めるところによります。

- ①留学プログラムへの申し込み後、希望留学先への出願を直ちに開始しなければ学籍を確保できない場合
- ②留学プログラムへの申し込み後、滞在先確保のための申し込みを直ちに開始しなければ滞在先を確保できない場合
- ③留学プログラムへの申し込み日(契約の成立日)から出発日まで十分な期間もなく、直ちに留学手続きを開始しなければ出発が不可能であると当社が判断した場合

学校によっては、学籍や滞在先の空き状況確認後、仮押さえし、その後24時間から48時間以内の出願を必要とします。

(2) 申し込み者は、前項各号に定める事由を承諾の上、本条の特約が適用されることに同意し、留学プログラムに申し込みのものとします。なお、本条の規定以外に別途特約を定める必要がある場合は、本規定及び当該特約を優先適用するものとします。